

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和四十六年九月二十三日)

(厚生省令第三十五号)

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点
(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

(昭五二厚令七・平四厚令四六・平一〇厚令三一・平一八環省令二三・一部改正)

(産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の二の八 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により産業廃棄物の収集又は運搬をその事務として行う場合に限る。)

二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者

三 第九条各号に掲げる者

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

(平四厚令四六・全改、平一〇厚令三一・平一〇厚令七七・一部改正、平一二厚令一〇一・旧第八条の三繰上、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一五環省令三〇・平一八環省令二三・一部改正、平二三環省令一・旧第八条の二繰下・一部改正)

(産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の三 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。)

二 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者

三 第十条の三各号に掲げる者

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(平四厚令四六・追加、平一〇厚令三一・平一〇厚令七七・一部改正、平一二厚令一〇一・旧第八条の四繰上、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一五環省令三〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第四号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(平一八環省令二二・追加、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一五環省令三〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託契約の有効期間

二 委託者が受託者に支払う料金

三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限

五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1) 廃パーソナルコンピュータ

(2) 廃ユニット形エアコンディショナー

(3) 廃テレビジョン受信機

(4) 廃電子レンジ

(5) 廃衣類乾燥機

(6) 廃電気冷蔵庫

(7) 廃電気洗濯機

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

- へ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
(平一厚令一〇一・追加、平一厚令一一五・平一厚令一二七・平一八環省令七・平一八環省令二〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

(委託契約書の保存期間)

第八条の四の三 令第六条の二第五号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。
(平一四環省令一・追加、平二三環省令一・一部改正)

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- 二 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。
 - (1) 保管の場所の囲いに保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - (2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ
 - (イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。

五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置

ロ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置

ホ 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。

ヘ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置

ト 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

(平四厚令四六・追加、平一〇厚令三一・平一三環省令二六・平二七環省令三五・平二七環省令四〇・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により特別管理産業廃棄物の収集又は運搬をその事務として行う場合に限り。)

二 第十条の十一各号に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限り、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限り。))を含む。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。)

(平四厚令四六・追加、平一〇厚令七七・一部改正、平一二厚令一〇一・旧第八条の十五繰上、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一五環省令三〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 市町村又は都道府県(法第十一条第二項又は第三項の規定により特別管理産業廃棄物の処分をその事務として行う場合に限る。)

二 第十条の十五各号に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(平四厚令四六・追加、平一〇厚令七七・一部改正、平一二厚令一〇一・旧第八条の十六繰上、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一五環省令三〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第八条の十六 令第六条の六第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

二 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(平一二厚令一〇一・追加、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)

第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。

(平一二厚令一〇一・追加、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平二三環省令一・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号への環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一二厚令一〇一・追加、平一二厚令一一五・平一二厚令一二七・平一八環省令二〇・平一八環省令二三・平二三環省令一・一部改正)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第五号の環境省令で定める期間について準用する。

(平一四環省令一・追加、平二三環省令一・一部改正)